

JETRO

日本貿易振興機構 北京代表処

中華人民共和國北京市建國門外大街甲 26 号 長富宮弁公樓 7003 室
TEL:+86-10-6513-7075 FAX:+86-10-6513-7079

日中商標シンポジウム

昨今、日中間の経済活動が活発になるにつれ、出所や品質を表示する商標を他国において取得することの重要性が高まっています。他方、日中両国において商標を適切に取得するためには、日中間の商標の類似判断の違いを正しく理解していなければなりません。また、日本の品種名である「越光」「秋田小町」が中国で第三者により登録された事例が大きく報道されましたが、これら一般名称等が他国で商標登録された場合、当該名称を他国への輸出品物に表示する行為は商標権を侵害する恐れもあります。そこで今回、日中双方の専門家を招へいし、上記課題をテーマとしたセミナーを開催することにいたしました。

両国商標制度に関する各議論を通じて、広く日中両国の知財関係者とともに、今後の商標制度とその重要性について考えていきたいと思っております。皆様のご参加お待ちしております。

日 時：2010年3月24日（水） 14：00～17：30

場 所：北京嘉里中心大酒店 4F 九龍庁

（北京市朝陽区光華路 1 号 TEL：010-6561-8833（内線 6610））

主 催：日本貿易振興機構（JETRO）、中国社会科学院知識産権中心

内 容：14:00-14:10 開会挨拶

14:10-14:35 「中国商標法改正の状況」

国家工商行政管理総局国際合作司双辺処 謝冬偉 処長

14:35-15:00 「日本における外国語の地名、一般名称、品質を表す名称、品種名称等の登録要件、そして商標権侵害とならない正当使用の範囲」

特許業務法人浅村特許事務所 土屋良弘 弁理士

15:00-15:25 「中国における外国語の地名、一般名称、品質を表す名称、品種名称等の登録要件、そして商標権侵害とならない正当使用の範囲」

国家工商行政管理総局商標評審委員会 曹中強 副主任

15:25-15:45 ～コーヒープレイク～

15:45-16:10 「日本における商標類似判断」

特許業務法人浅村特許事務所 土屋良弘 弁理士

16:10-16:35 「中国における商標類似判断」

中国社会科学院知識産権中心 李順徳 副主任

16:35-17:00 「人民法院における商標の類似判断」

最高人民法院裁判官知識産権審判庭 殷少平 高級裁判官

17:00-17:20 全体質疑

17:20-17:30 閉幕挨拶

その他：参加費無料・シンポジウムは日中同時通訳でおこないます。